

No. E13-03

平成 25年 8月

## 5 類感染症追加及び変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成25年 4月 1日付けで感染症法における5類感染症の規定が施行規則により改定され、下記が追加、変更されましたのでご案内いたします。

何卒、ご高承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬白

### 記

- 平成 25年 4月 1日付けで感染症法における5類感染症の規定が施行規則により改定されましたのでお知らせいたします。

5類感染症に「侵襲性インフルエンザ菌感染症」「侵襲性肺炎球菌感染症」が追加され、同じく5類感染症の「髄膜炎菌性髄膜炎」が「侵襲性髄膜炎菌感染症」に変更されますので、それぞれ届出基準を満たした患者を診断した医師は届出をお願いいたします。

	感染症名	対象原因菌	備考
追加	侵襲性インフルエンザ菌感染症	<i>Haemophilus influenzae</i>	侵襲性感染症のうち、対象原因菌が髄液又は血液から検出された感染症とする。
	侵襲性肺炎球菌感染症	<i>Streptococcus pneumoniae</i>	
変更	侵襲性髄膜炎菌感染症	<i>Neisseria meningitidis</i>	

\* 髄液、血液より分離同定された場合は、緊急報告させていただきます。